

市県民税申告・所得税の確定申告は、自宅で

☎市県民税／市民税課 (082) 420-0910 所得税／西条税務署 個人課税第一部門 ☎(082) 422-2459 (直通)

申告書の提出は原則郵送で

多くの人が申告相談会場に集まることで、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなります。皆さんの安全のため、会場への来場を控え、郵送で申告書を提出してください。

申告書送付時期／2月上旬予定

令和4年度の市県民税申告をし、令和5年度の申告が必要と思われる人

※申告書は市ホームページからダウンロードできます。

※早めに申告書を作成したい場合や市ホームページからダウンロードできない場合は、市民税課にご連絡ください。

提出方法／申告書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送

※記入方法は、申告書送付の際に同封する書き方チラシを参考にしてください。

※申告内容に不明な点がある場合は、確認のために連絡しますので、必ず電話番号を記載してください。

申告相談会の感染症対策にご協力ください

感染症対策として相談会場の「密集」を回避するため、会場に

入場できる人数を制限します。

また、37・5度以上の発熱や風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から適切でないと判断したときには、入場をお断りします。そのほか、

- ・少人数での来場
- ・マスクの着用や検温、アルコール消毒など

にご協力ください。
※状況により時間をずらして再来場をお願いすることがあります。

市県民税の申告会場・日程

受付時間

いずれも9時30分～15時30分
※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止する可能性があります。

※駐車場や周辺道路は、例年以上に混み合うことが予想されます。会場の混雑状況により、受付終了時間を繰り上げる場合があります。

※申告会場の受付状況は、市ホームページで確認できます。



市ホームページで検索

市県民税申告
受付状況

日	地域	場所	日	地域	場所
2月16日(木)	福富	湖畔の里福富多目的ホール	3月3日(金)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
2月17日(金)	福富	湖畔の里福富多目的ホール	3月6日(月)	西条	消防局2階講堂
2月20日(月)	西条	消防局2階講堂	3月7日(火)	志和	志和堀地域センター
2月21日(火)	八本松	八本松地域センター	3月8日(水)	豊栄	豊栄生涯学習センター
2月22日(水)	八本松	八本松地域センター	3月9日(木)	安芸津	安芸津生涯学習センター
2月24日(金)	河内	入野地域センター	3月10日(金)	安芸津	安芸津生涯学習センター
2月27日(月)	高屋	高屋西地域センター	3月13日(月)	西条	消防局2階講堂
2月28日(火)	高屋	高屋西地域センター	3月14日(火)	河内	河内保健福祉センター
3月1日(水)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター	3月15日(水)	高屋	造賀地域センター
3月2日(木)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター			

※西条地域は例年と会場が異なりますので、ご注意ください。

※円滑な申告受付と待ち時間短縮のため、医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を事前に作成し、持参してください。

所得税の確定申告書の提出はe-Taxまたは郵送で

感染症対策のため、自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送などで提出できます。

所得税の申告会場について

☎1月30日(月)～3月15日(水)
受付／8時30分～16時
相談／9時～17時
(土・日曜日、祝日を除く)

場 西条税務署

確定申告会場へ来場する場合は、混雑緩和のため、入場時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。この「入場整理券」は会場入口で当日配付しますが、オンラインで事前に発行可能です。配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

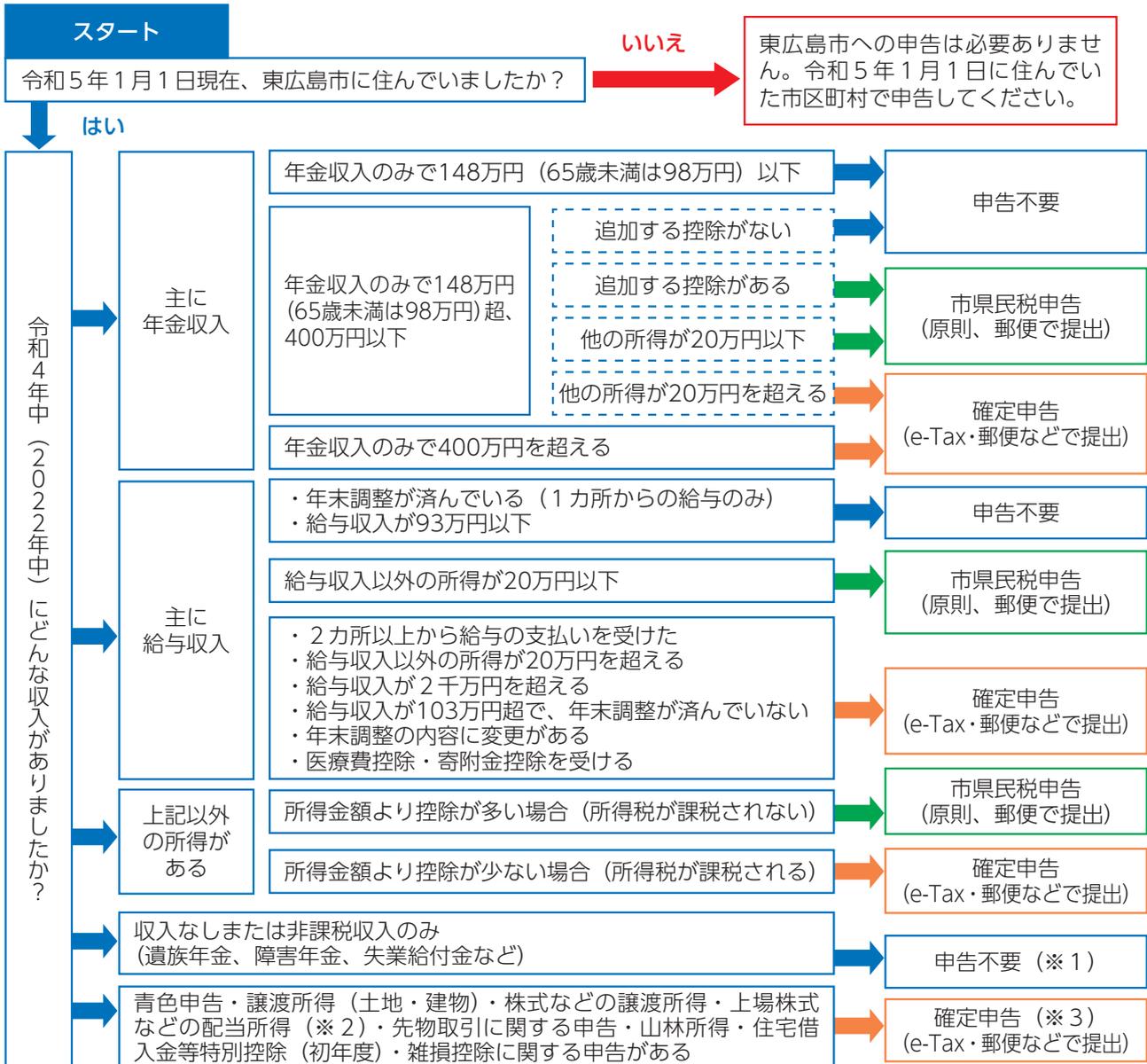
詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。また、西条税務署個人課税第一部門にお問い合わせください。



申告に必要な書類など			
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードや通知カードなど)	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かる証明書
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など)	<input type="checkbox"/>	保険料(生命保険、個人年金、介護医療、地震)の控除証明書
<input type="checkbox"/>	給与・報酬・年金・恩給などの源泉徴収票(原本)	<input type="checkbox"/>	寄附金控除を受ける人は支払金額が分かる証明書
<input type="checkbox"/>	営業・農業・不動産所得のある人は収支内訳書	<input type="checkbox"/>	勤労学生控除を受ける人は学生証のコピー
<input type="checkbox"/>	個人年金、保険の満期(解約)一時金を受け取った人は支払金額と経費が分かる支払証明書	<input type="checkbox"/>	障害者控除を受ける人は障害者手帳などのコピー
<input type="checkbox"/>	医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書	<input type="checkbox"/>	本人の通帳で口座がわかるもの (所得税が還付される人のみ)

申告フローチャート ～申告が必要か迷ったときは～

- ・納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果にかかわらず確定申告が必要です。
- ・簡易に判断するためのフローチャートです。不明な場合はお問い合わせください。
- ・年齢は令和5年1月1日現在です。
- ・市県民税申告は郵送で、確定申告はe-Taxまたは郵送での提出をお願いします。



※1：所得証明書を必要とする人や国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人は申告が必要です。
 ※2：所得税と市県民税が源泉徴収されている場合は、申告義務がありません。
 ※3：税務署でのみ受け付けます。

TOPICS

令和5年度会計年度任用職員などを募集します



職務内容や手当など、詳細な募集要項は市ホームページでご確認ください。

※申込書類を持参して提出する場合は、開庁時間(8:30~17:15)に提出してください。

	職名	勤務地	専門資格・知識など	報酬	勤務時間など	申込期限(必着)	問い合わせ先	
事務	一般事務員	市役所	不要	月額 141,528円	週28時間45分(週5日)	2月6日(月) 17:00	職員課	☎(082) 420-0909
	地域センター事務職員	各地域センター	不要	月額 141,528円	週28時間45分(週5日)	2月8日(水) 17:00	地域づくり推進課	☎(082) 420-0924
教育	中学校講師	各公立中学校	要	月額 146,495円	週28時間45分(週5日)	2月10日(金)	学事課	☎(082) 420-0975
	小学校養護講師	各公立小学校	要	月額 197,451円	週38時間45分(週5日)			
	看護師	各公立小学校	要	月額 197,451円	週38時間45分(週5日)			
	看護師(代替)	各公立小学校	要	時給 1,212円	1日7時間45分(年休などの代替)		指導課	☎(082) 420-0976
	教科等指導支援員	各公立小・中学校	要	月額 147,768円	週29時間(週5日)			
	学校教育支援員	各公立小・中学校	不要	月額 130,888円	週29時間(週5日)			
	教育補助員	各公立小・中学校	不要	お問い合わせください	週35時間(週5日)(夏季休業中は登校日等のみ)			
	部活動指導員	各公立中学校	要	時給 1,212円	1日2~3時間程度(週5日以内)			
	学校司書	各公立小・中学校	要	時給 1,074円	年860時間(1日4時間程度)			
	心のサポーター	各公立小・中学校	要	時給 1,212円	1日4時間程度(週2~3日)			
	コミュニティ・スクール推進員	各公立小・中学校	不要	月額 121,429円	週28時間45分(週5日)			
フレンドスペース指導員	黒瀬フレンドスペース	要	月額 61,145円	週12時間(週2日)				
子育て	地域子育て支援センター相談員(代替)	豊米子育て支援センターすまいるほか	要	時給 1,074円	年20日程度	2月17日(金) 17:00	こども家庭課	☎(082) 420-0407
	地域子育て支援センター相談員	豊米子育て支援センターすまいるほか	要	月額 129,759円	週28時間45分(週5日)	2月17日(金) 17:00		
	保育士		要	月額 190,756円	週38時間45分(週5日)	2月10日(金) 17:00	保育課	☎(082) 420-0934
	加配保育士(年休代替)		要	時給 1,074円	週20時間未満			
	看護師		要	月額 197,451円	週38時間45分(週5日)			
福祉	高齢者地域生活相談員	市役所	要	月額 156,048円	週28時間45分(週4~5日)	2月10日(金)	地域包括ケア推進課	☎(082) 420-0984
	介護保険相談員	市役所	要	月額 157,404円	週29時間(週4日)	2月17日(金) 17:00	介護保険課	☎(082) 420-0937
	介護保険認定調査員	市役所または黒瀬・福富・安芸津支所	要	月額 157,404円	週29時間(週4日)			
	地域リハビリテーション活動支援員	市役所	要	月額 156,048円	週28時間45分(週5日)	2月17日(金)	医療保健課	☎(082) 420-0936
	国民健康保険事業等保健師・管理栄養士	市役所	要	月額 156,048円	週28時間45分(週5日)	2月17日(金)	医療保健課	☎(082) 420-0936
土木・建設	排水設備工事検査業務員	市役所、市内検査現場	要	月額 141,528円	週28時間45分(週5日)	2月24日(金) 17:00	下水道施設課	☎(082) 420-0403
	道路復旧員	市役所または各支所	要	月額 141,528円	週28時間45分(週5日)	2月10日(金) 17:00	維持課	☎(082) 420-0949
その他	市史編さん調査員	市役所	要	月額 146,495円	週28時間45分(週5日)	2月15日(水) 17:00	文化課	☎(082) 420-0977
	埋蔵文化財調査員	出土文化財管理センター	要	月額 146,495円	週28時間45分(週5日)	2月15日(水) 17:00	出土文化財管理センター	☎(082) 420-7890

第35回東広島市美術展

問文化課 ☎(082)420-0977

今年度は、919点
(内、ジュニア部門
が726点)の応募があり
ました。多くのご応募あり
がとうございました。

○入選作品の展示

日2月5日(日)まで

9時～17時(入館は16時
30分まで)会期中無休

場市立美術館

料一般300円、大学生200円、
高校生以下は無料

〔二般部門 優秀賞(敬称略)〕

絵画/本田 豊子
『萌芽・十月桜』



工芸/瀨本 美夢『みなも』



書(漢字)/里岡 輝一朗
『劉長卿 漢詩』



書(前衛など)/藤猪 友里
『月光』



彫刻/村上 知亜砂
『Hers white territory』



デザイン/喜田 陸
『Innovation』



書(仮名)/原田 華仙『百人一首』



写真/西谷 弘

『隣のおばあちゃんは102歳』

〔ジュニア部門(敬称略)〕
〔市長賞〕



書/加栗 航太
(小谷小学校6年)『創造』



絵画/小島 菜南子(八本松小1年)
『どうぶつのゆめのくに』

〔議長賞〕
書/武田 彩弥花(西条小
1年)『ふゆ』



彫刻/松本 歩(西条小2年)
『カブト虫の成長』

〔教育長賞〕



絵画/田中 結子(木谷小3年)
『カラフルキャンプ場』

書/兼信 愛海(広島県立
広島中3年)『雄大な自然』



〔館長賞〕



絵画/前田 悠希
(高屋中3年)
『友人』



工芸/左田 和己
(高屋西小3年)
『ペンちゃん和南きよくの
らでん折り紙ばこ』

退職後の健康保険加入手続き

☎国保年金課 ☎(082)420-0933

	①東広島市国民健康保険（国保）に加入	②前勤務先の健康保険に加入（任意継続） ※加入期間は2年間	③家族の健康保険の被扶養者になる
主な加入要件	・他の保険に入っていない ・東広島市に居住している	退職日までに2カ月以上（共済組合は1年）被保険者であった ※退職日の翌日（共済組合は退職日）から20日以内に手続きが必要	被扶養者認定基準を満たせば加入できる（健康保険によって異なる）
保険料（税）	加入者全員の所得と加入者数をもとに算定。	給料から引かれていた保険料の約2倍。 ※被扶養者の保険料は発生しない。	被扶養者になっても、加入者（被保険者）の保険料は増加しない。
手続き・問い合わせ先	国保年金課または各支所・出張所	以前の保険証の発行元（全国健康保険協会、健康保険組合など）	家族の勤務先

※東広島市国民健康保険税（国保税）額の計算方法や国保に関する手続きについては、市ホームページをご覧ください。

会 社などを退職し、健康保険の資格が無くなった人とその被扶養者は、次表の①から③のどれかの健康保険に入る必要があります（退職後すぐに再就職し、退職日の翌日から健康保険に加入する場合は除く）。

国民健康保険への加入手続き

持 ①健康保険資格喪失証明書（職場などから発行されます）
②来庁者の本人確認書類
③世帯主の個人番号がわかるもの

④通帳と通帳印（国保税の納付は原則口座振替です）
⑤（別世帯の人が手続きする場合は）委任状

※届出が遅れても、退職した日の翌日（健康保険の失効日）にさかのぼって国保税がかかります。手続きはお早めにお願ひします。詳しくは、市ホームページでご確認ください。



脱退手続き

表の①から③のいずれでも、就職などで健康保険に加入したときは、それまで加入していた（国民）健康保険の脱退手続きが必要です。



非自発的に失業した場合の国保税などの軽減

解雇や倒産などの非自発的理由で失業し、雇用保険の基本手当（失業保険）を受給する人は、国保税などが軽減される場合があります。国保年金課または各支所・出張所で申請してください。

前年の給与所得を100分の30として国保税および高額療養費の自己負担限度額を算定します。

※対象などの詳細は市ホームページでご確認ください。



持 雇用保険受給資格者証または受給資格通知（離職票では受付できません）

【軽減の期間】

国保税／離職日の翌日の属する月～翌年度の3月末
高額療養費の自己負担限度額／離職日翌日の翌月（離職日の翌日が1日の場合はその月）～翌々年度の7月末

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の所得申告

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者は、収入が家族に扶養されている場合や非課税収入のみの場合でも、一人一人の所得申告が必要です。

収入が少ない世帯でも、所得の申告をしていない人がいると、保険税や保険料が軽減されません。また、高額療養費の自己負担限度額が上がったり、食事代の減額が受けられなくなったりすることがあります。

- 所得の申告が不要な人
- ・公的年金収入のみの人（老齢福祉年金、遺族年金、障害年金などの収入のみの方は申告が必要です）
 - ・給与収入のみで、勤務先で年末調整をした人
 - ・確定申告をする人
 - ・市県民税申告をする人
 - ・18歳未満の人（令和5年1月1日時点）
- 申告期限／4月14日（金）
- ※申告が必要と思われる人には、2月中旬に申告書を郵送します。申告書が届かない人はお問い合わせください。